

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和7年1月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者に対する特定医療費の支給認定、支給認定及び申請内容の変更、特定医療費の給付、他の法令による給付との調整、指定医・指定医療機関等に関する管理業務を行う。 また同法に基づく指定難病要支援者証明事業として、難病患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する。 なお特定個人情報ファイルは、同法の規定に従い、特定医療費の支給認定事務の際の患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用し、また情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。
③対象人数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	福祉総合情報システム
②システムの機能	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務(以下、特定医療費の支給等事務という)に関する資格情報を管理する。 (1)資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②障害企画課への進達データを作成する ③決定結果を管理する (2)帳票発行機能 受給者証、申請書、届出書や付帯帳票の発行機能 (3)決定機能 受給者番号、有効期間、自己負担上限月額の管理機能 (4)統計機能 各種報告資料のための集計表を作成する機能 (福祉総合情報システムの各事務共通の機能) (1)住民情報管理機能 本市に居住する住民及び対象者のうち本市外に居住する住民の情報を管理する機能。 (2)受給状況参照機能 操作者の利用権限がある事務について、対象者の受給状況を一覧で表示する機能。 (3)利用者管理機能 操作者のシステムの利用権限の有無、事務ごとの利用権限(更新・参照)について管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 (申請管理システム [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)
②システムの機能	(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 (2) 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。 (3) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (4) 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 (5) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号又は受付番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 (6) セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。 (7) 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員または業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。 (8) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 (9) ぴったりサービス連携機能 ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 (10) 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。 (11) 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	(1) 申請機能(市民等向け) ・市民等が、行政手続き等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 (2) 申請受付・通知機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申請した申請情報を取得する機能 ・市民等に対して申請に対する通知等を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び同法別表131の項 ・番号利用法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の158の項。 <情報提供> ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の14、18、42、77、80、113、125、144、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
②所属長の役職名	障害企画課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む。 (2) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 (3) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者	
その必要性	情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携にあたり、団体内で個人を一意に識別する必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	個人番号、個人番号対応符号、その他認識番号(内部番号):これらの情報がないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。 なお、「③対象となる本人の範囲」の(3)については、個人番号及び個人番号対応符号は記録項目に含まない。 ・連絡先等情報 特定医療費の支給等事務に係る申請情報を管理するため ・地方税関係情報 特定医療費における自己負担限度額決定に必要なため ・医療保険関係情報、健康・医療関係情報、年金情報、生活保護・社会福祉関係情報 特定医療費における自己負担限度額決定に必要なため	
全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日	平成28年1月。ただし、国民年金情報については、評価実施時においては番号利用条例の関連規定が未制定のため保有しないが、関連規定が制定された場合に保有する予定である。	
⑥事務担当部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課、総務局行政DX推進部デジタル改革推進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (スポーツ市民局地域振興部住民課、財政局税務部市民税課、健康福祉局生活福祉部保険年金課、健康福祉局生活福祉部医療福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、他市町村) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者)
②入手方法		☒ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム)
③使用目的 ※		難病患者の情報を把握し、必要な医療費助成制度の手続き等を行うため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課、区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課にて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、障害企画課へ進達する。 II. 認定結果の登録に関する事務 ・障害企画課にて、特定医療費情報及び登録者証情報へ認定結果を登録する。 III. 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。
情報の突合		・上記項番Ⅰ、Ⅱにおいて、特定医療費情報及び登録者証情報と住民基本台帳情報を突合し、本人特定を実施する。 ・上記項番Ⅰにおいて、特定医療費情報と地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報を突合し、保険世帯と所得区分を確認する。 ・上記項番Ⅲにおいて、医療機関の請求内容と特定医療費情報を突合し、本人特定を実施する。 <情報連携基盤システム・中間サーバー> 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	
情報連携基盤システムの開発委託、運用保守委託	
①委託内容	
情報連携基盤システムの開発、運用保守	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
日本電気株式会社 東海支社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。)	
委託事項2～5	
委託事項2	
福祉総合情報システムの運用保守委託	
①委託内容	
福祉総合情報システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名	
株式会社アイネス 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※
	⑤再委託の許諾方法
	⑥再委託事項
再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (9) 件 [☐] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
提供先1	番号利用法情報提供省令第2条の表に定める情報照会者(別表参照)
①法令上の根拠	番号利用法情報提供省令第2条の表
②提供先における用途	番号利用法情報提供省令第2条の表の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	番号利用法情報提供省令第2条の表の第4欄に掲げる情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルと同様
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課、区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)
②移転先における用途	小児慢性特定疾病医療給付事業において、対象者に係る特定医療費助成事業の受給状況の参照を行う。
③移転する情報	特定医療費(指定難病)資格管理情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小児慢性特定疾病医療給付事業対象者及び世帯員のうち、特定医療費助成事業の対象となる者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

移転先2～5					
移転先2	健康福祉局生活福祉部保護課、区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、支所区民福祉課				
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)				
②移転先における用途	生活保護業務において、生活保護申請者及び受給者に係る特定医療費助成事業の受給状況の参照を行う。				
③移転する情報	特定医療費（指定難病）資格管理情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請者及び受給者のうち、特定医療費助成事業の対象となる者				
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()				
⑦時期・頻度					
移転先6～10					
移転先11～15					
移転先16～20					

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<福祉総合情報システムにおける措置> ①福祉総合情報システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、生体認証により情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <電子申請システムにおける措置> 電子申請システム上の特定個人情報は、サービス提供者が契約するクラウドサービス上に保管される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

個人番号、個人番号対応符号、団体内統合宛名番号、住登外宛名番号、住民番号(既存住民基本台帳システムの宛名番号)、情報照会提供記録、アクセスログ

【対象者情報】カナ氏名、カナ本名、氏名、本名、生年月日、性別、住民区分、あて名番号、世帯番号、続柄、通称名・本名優先区分、世帯主氏名、世帯主カナ氏名、最新異動日、最新異動事由、最新届出日、住民日、増異動事由、増異動届出日、消除日、減異動事由、減異動届出日、住定日、住定事由、住定届出日、確定日、確定地届出日、確定地異動事由、確定日区分、所管区、郵便番号、住所、方書、住所コード、方書コード、統計学区、転入元自治体コード、転入元郵便番号、転入元住所、転入元方書、転出先自治体コード、転出先郵便番号、転出先住所、転出先方書、転居前住所、転居前方書、転居前住所異動日、在留カード番号、カタカナ表記氏名、アルファベット氏名、在留期間、在留期間コード、第30条の45規定区分、在留資格、国籍、外国人住民となった日、DV対象者フラグ

【特定医療費(指定難病)資格管理】

【申請内容】申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権修正有無、申請期間開始年月日、申請期間終了年月日、事由発生年月日、税審査日、受付番号、返却先、みなし寡婦適用有無、変更内容、研究同意、添付書類、返却要否、分室

【申請者情報】カナ氏名、漢字氏名、あて名番号、受給者との関係、関係詳細、郵便番号、住所、住所方書、電話番号1、電話番号2

【保護者情報】漢字氏名、生年月日、性別、あて名番号、住所、本人から見た続柄、該当日、非該当日、連絡先

【所得情報】保険区分、収入、所得割合計、課税区分、境界層該当、生保該当、所得区分、自己負担上限額、減免区分、減免前上限額、収入80万以上、所得区分種別、人工呼吸器等装着、高額かつ長期該当、世帯内按分(小児慢性、指定難病)、軽症高額該当

【受診機関情報】受診機関コード、受診機関区分

【病名管理情報】病名コード、枝番、審査会実施日、審査会結果、判定理由

【進達内容】本庁への進達年月日、本庁進達結果

【審査会内容】審査会実施日、審査会状況

【決定内容】決定年月日、決定結果、決定理由、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、受給者番号、認定年月日、公費負担者番号

【登録者証】軽症者登録可否、登録者証希望有無、紙発行希望有無

【保険世帯情報】あて名番号、本人から見た続柄、受給者との関係、課税区分、所得割、均等割、被用者区分、合計所得、年金収入、手当・障害年金等、収入、収入80万以上該当有無、医療費助成制度、按分前上限額

【所得情報】

課税区分、年度、給与収入、年金収入、雑所得、手管理、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、年金所得、扶養者あて名、市民税所得割、市民税均等割、県民税所得割、県民税均等割、減免額、年税額、寡婦夫区分

【国民健康保険情報】記号番号、世帯区分、資格取得日、資格取得事由、資格喪失日、資格喪失事由、退職者区分、退職該当日、退職非該当日

【国民年金情報】年金種別、基礎年金番号、資格取得日、資格取得事由、資格喪失日、資格喪失事由

【後期高齢者医療情報】被保険者番号、資格取得日、資格取得事由、資格喪失日、資格喪失事由、適用開始年月日、適用終了年月日、保険者番号

【国民健康保険・後期高齢者医療世帯員情報】〔国民健康保険世帯情報〕氏名、あて名番号、住民日、事由、削除日、事由、資格所得日、事由、資格喪失日、事由、記号番号〔後期高齢者医療世帯情報〕氏名、あて名番号、住民日、事由、削除日、事由、資格取得日、事由、資格喪失日、事由、被保険者番号、適用期間、保険者、世帯番号

【生活保護情報】所管区、生保開始日、生保廃止日

【所得参照同意情報】あて名番号、同意有無区分、同意開始日、同意終了日

【口座情報】有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人

【送付先住所】郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名、他事業共有区分

【居住地住所】郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名、他事業共有区分

【届出住所】郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名

【連絡先管理】

〔本人連絡先〕優先順位、自宅電話番号、留守電有無、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、メールアドレス

〔緊急連絡先入力〕優先順位、カナ氏名、漢字氏名、続柄、郵便番号、住所、方書、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号

【届出保険情報】加入状況、保険の種類、保険者番号、扶養者区分、被保険者あて名番号、記号・番号、適用区分、保険者照会有無、保険者照会日、締め切り日、返送日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜事務における措置＞ ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 手続きごとに必要な申請項目を設定する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報の入手につき、入手目的を申請者が認識できないリスクに対して、申請書に入手目的を明記する。 ・入手した情報を第三者へ漏えいしてしまうリスクに対して、申請書類は鍵付の書庫にて保管する。		

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①限られた処理で情報連携基盤システムで保有する個人番号を参照することで、個人番号の利用を制限している。 ②事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。 <電子申請システムにおける措置> 許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続きごとにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの二要素認証を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 <電子申請システムにおける措置> 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守を義務付ける。 ③契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①移転先における情報の利用目的、根拠、情報管理体制などを含む、利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①移転・提供元によって許可された移転・提供先にのみ移転・提供する。 ②定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 ③例えばDVや虐待等の被害者(DVや虐待等の被害を受ける恐れがある者を含む)の情報など人の生命、健康、生活または財産を害する恐れがある情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 that 不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス(121名分)を他の参加者から閲覧できる状態で送信した。	
再発防止策の内容	受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するように指導を行った。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<名古屋市における措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <事務上における措置> ①年1回、担当者会等において個人情報に関する研修を行う。 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <電子申請システムにおける措置> サービス提供者に対して、番号利用法及び関連法令の遵守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <違反行為を行った場合の措置> 違反行為を行った場合は、関係法令等に基づき厳正に対処する。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。
③法令による特別の手続	－
④個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 052-972-2632
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I.基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一第98項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第71条第2項、3項、4項、5項、6項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (案)	・別表第一第98項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令第71条第2項、3項、4項、5項、6項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用に関する条例(案)	事後	文言の整理
平成29年4月3日	I.基本情報 5.情報ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	別表第二120項	・別表第二第120項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令 第59条の3	事後	番号法別表第二主務省令の 改正に伴う変更
平成29年4月3日	I.基本情報 6.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康増進課長 永田 満浩	健康増進課長 森 登志恵	事後	人事異動
平成29年4月3日	II.特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ・保有開始日	平成28年1月(予定)。ただし、国民健康保険・ 国民年金情報、後期高齢者医療情報について は、評価実施時には番号利用条例が未 制定のため保有しないが、条例が制定された 場合に保有する予定である。	平成28年1月。ただし、国民健康保険・国民年 金情報、後期高齢者医療情報については、評 価実施時には番号利用条例が未制定の ため保有しないが、条例が制定された場合に保 有する予定である。	事後	文言の整理
平成29年4月3日	II.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用に関する条例(案)	事後	文言の整理
平成29年4月3日	III.リスク対策 6.情報提供ネットワークシステム との接続 リスク2 ・情報提供ネットワークシステム との接続に伴うその他のリス ク及びそのリスクに対する 措置	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組 みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識 別符号を用いることがシステム上担保されてお り、不正な名寄せが行われるリスクに対応して いる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ 略	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能で は、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ロ グアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記 録が実施されるため、不適切な接続端末の操 作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組 みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識 別符号を用いることがシステム上担保されてお り、不正な名寄せが行われるリスクに対応して いる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ 略	事後	文言の修正
平成29年4月3日	III.リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか ・その内容	＜ケース1＞ 約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリ を金庫から取り出した後に、窓口で市民に声を かけられ対応しているうちに庁舎内でUSBメモ リを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されて いた個人情報の不正利用については確認されて いない。 ＜ケース2＞ 132名の登録者に対し、情報提供の為に電子 メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用 すべきところを「CC」欄を使用したため、お互い の電子メールアドレスが判別できる状況となっ た。漏えいした電子メールアドレスの不正利用 については確認されていない。 ＜ケース3＞ 863の事業所に対し、情報提供のため電子メー ルを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用す べきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お 互いの電子メールアドレスが判別できる状況と なった。863のメールアドレスのうち個人が特定 できる恐れのあるメールアドレスは462 件あっ た。漏えいした電子メールアドレスの不正利用 については確認されていない。 ＜ケース4＞ 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを 用いてデータの移行作業をしていたところ、別 の電話の対応などをしているうちに事務室内で USBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記 録されていた個人情報の不正利用については 確認されていない。	過去に委託事業で使用していた約400人分の 個人情報の記録されたMOディスクが紛失して いることが判明した。紛失したMOディスクに記 録されていた個人情報の不正利用については 確認されていない。	事後	事例の整理

平成29年4月3日	Ⅲ.リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ・再発防止策の内容	<ケース1、4> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 <ケース2、ケース3> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規定を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	事後	事例の整理
平成29年4月3日	Ⅲ.リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 ・具体的方法	<名古屋市における措置> ①職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。 <事務上における措置> 略 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	<名古屋市における措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <事務上における措置> 略 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> 略 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 略	事後	リスク対策の拡充
平成30年4月1日	I. 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1 事務全体の概要 「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、医療費の一部又は全部を公費負担し、調査研究を推進するとともに、難病患者及び家族の療養生活にかかる経済的負担の軽減を図るために行われるもの。 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容 特定医療費支給認定申請書の受理、愛知県への進達のため、申請者からの申請書等により、住基情報等を入手し特定医療費（指定難病）事業等情報を管理する。	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年五月三十日法律第五十号）に基づく、難病患者に対する特定医療費の支給認定、支給認定の変更、他の法令による給付との調整、支給認定申請内容の変更の届出、特定医療費の支給等の給付業務、それらに係る指定医・指定医療機関等の管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定事務の際の患者の自己負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用する。 また、情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部（地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報）を取得する。	事後	事務の変更
平成30年4月1日	I. 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	特定医療費（指定難病）事業に関する資格情報を管理する。 (1) 資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②県への進達データを作成する ③県からの認定結果の内容を管理する (2) 帳票発行機能 申請書、届出書や付帯帳票の発行機能 (3) 統計機能 各種報告資料のための集計表を作成する機能	特定医療費（指定難病）事業に関する資格情報を管理する。 (1) 資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②健康増進課への進達データを作成する ③決定結果を管理する (2) 帳票発行機能 受給者証、申請書、届出書や付帯帳票の発行機能 (3) 決定機能 受給者番号、有効期間、自己負担上限月額の管理機能 (4) 統計機能 各種報告資料のための集計表を作成する機能	事後	事務の変更
平成30年4月1日	I. 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一 97項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）	・別表第一第98項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第71条第2項、3項、4項、5項、6項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）	事後	文言の整理

平成30年4月1日	I. 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第120項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3	(情報照会の根拠) ・番号法別表第二 119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条、第59条の3	事後	追加
平成30年4月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・4情報 難病の医療費助成制度申請者の情報管理をするため ・連絡先 申請内容について連絡をするため ・その他住民票関連情報 難病の医療費助成制度の対象者であるか特定するため、届出内容を受知県へ進達するため、受給者証更新業務に使用するために保有。 ・地方税関係情報 制度利用時に適用される自己負担限度額決定に必要なため。 ・医療保険関係情報、健康・医療関係情報、年金情報、生活保護・社会福祉関係情報 制度利用時に適用される自己負担上限額決定に必要なため	・4情報 難病の医療費助成制度申請者の情報管理をするため。 ・連絡先 申請内容について連絡をするため。 ・その他住民票関連情報 難病の医療費助成制度における更新案内業務等に使用するために保有。 ・地方税関係情報 制度利用時に適用される自己負担限度額決定に必要なため。 ・医療保険関係情報、健康・医療関係情報、年金情報、生活保護・社会福祉関係情報 制度利用時に適用される自己負担上限額決定に必要なため。	事後	事務の変更
平成30年4月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月。ただし、国民健康保険・国民年金情報、後期高齢者医療情報については、評価実施時には番号利用条例が未制定のため保有しないが、条例が制定された場合に保有する予定である。	平成28年1月。ただし、国民年金情報については、評価実施時には番号利用条例が未制定のため保有しないが、条例が制定された場合に保有する予定である。	事後	文言の整理
平成30年4月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	I. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握し、愛知県へ進達する。 II. 認定結果の登録に関する事務 ・愛知県より認定結果を受け取り、特定医療費(指定難病)情報へ登録する。	I. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・保健センターにて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、健康増進課へ進達する。 II. 認定結果の登録に関する事務 ・健康増進課にて、特定医療費(指定難病)情報へ認定結果を登録する。 III. 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事後	事務の変更
平成30年4月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・上記項番Ⅰにおいて、特定医療費(指定難病)情報と住民基本台帳情報を突合し、本人特定を実施する。 ・上記項番Ⅰにおいて、特定医療費(指定難病)情報と地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報を突合し、保険世帯と所得区分を確認する。 ・上記項番Ⅱにおいて、認定結果情報と特定医療費(指定難病)情報を突合し、本人特定を実施する。	・上記項番Ⅰ、Ⅱにおいて、特定医療費(指定難病)情報と住民基本台帳情報を突合し、本人特定を実施する。 ・上記項番Ⅰにおいて、特定医療費(指定難病)情報と地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報を突合し、保険世帯と所得区分を確認する。 ・上記項番Ⅲにおいて、医療機関の請求内容と特定医療費(指定難病)情報を突合し、本人特定を実施する。	事後	文言の整理
平成30年4月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) (提供・移転の有無) (提供先1) (①法令上の根拠) (②提供先における用途) (③提供する情報) (④提供する情報の対象となる本人の数) (⑤提供する情報の対象となる本人の範囲) (⑥提供方法) (⑦時期・頻度)		(提供・移転の有無) 提供を行っている(1件) (提供先1) 番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照) (①法令上の根拠) 番号法第19条第7号別表第二 (②提供先における用途) 番号法第19条第7号別表第二に定める各事務 (③提供する情報) 難病の医療費助成制度に関する情報 (④提供する情報の対象となる本人の数) 1万人以上10万人未満 (⑤提供する情報の対象となる本人の範囲) 特定個人情報ファイルと同様 (⑥提供方法) 情報提供ネットワークシステム (⑦時期・頻度) 情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	事後	項目の追加
平成30年4月1日	II. 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ・移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	文言の整理

平成30年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) (提供・移転の有無) (移転先1) (①法令上の根拠) (②移転先における用途) (③移転する情報) (④移転する情報の対象となる本人の数) (⑤移転する情報の対象となる本人の範囲) (⑥移転方法) (⑦時期・頻度)		(提供・移転の有無) 移転を行っている(2件) (移転先1) 健康福祉局生活福祉部保護課、区役所区民福祉部民生子ども課、支所区民福祉課 (①法令上の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案) (②移転先における用途) 生活保護業務において、生活保護申請者及び受給者に係る特定医療費助成事業の受給状況の参照を行う。 (③移転する情報) 特定医療費(指定難病)資格管理情報 (④移転する情報の対象となる本人の数) 1万人未満 (⑤移転する情報の対象となる本人の範囲) 生活保護申請者及び受給者のうち、特定医療費助成事業の対象となる者 (⑥移転方法) 庁内連携システム (⑦時期・頻度) 随時	事後	項目の追加
平成30年4月1日	Ⅲ.リスク対策 3.特定個人情報の使用 具体的な管理方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。	事後	リスク対策の拡充
平成30年4月1日	Ⅲ.リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容		①情報照会機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可利用リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可利用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へとたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作の内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。	事後	追加
平成30年4月1日	Ⅲ.リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスク対策は十分か		十分である	事後	追加
平成31年4月1日	Ⅰ.基本情報 6.評価実施機関における担当部署	②所属長 健康増進課長 森 登志恵	②所属長の役職名 健康増進課長	事後	様式の変更
平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	市民経済局地域振興部住民課、健康福祉局生活福祉部保険年金課、健康福祉局生活福祉部医療福祉課	市民経済局地域振興部住民課、財政局税務部市民税課、健康福祉局生活福祉部保険年金課、健康福祉局生活福祉部医療福祉課	事後	文言の修正

平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他		住民基本台帳ネットワークシステム	事後	追加
平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 【対象者情報】		DV対象者フラグ	事後	追加
平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 【所得情報】		【所得情報】 課税区分、年度、給与収入、年金収入、雑所得計、手管理、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、扶養者あて名、移前市寄付金特例控除、移前市寄付金税額控除、移市寄付金特例控除額、移市寄付金税額控除額、扶養人数計、0～15歳の扶養人数、16～18歳の扶養人数、移市所得割、移市均等割、移県所得割、移県均等割、移減免額、移年税額、寡婦夫区分	事後	追加
平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 【生活保護情報】		【生活保護情報】所管区、生保開始日、生保廃止日	事後	追加
平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 【所得参照同意情報】		【所得参照同意情報】あて名番号、同意有無区分、同意開始日、同意終了日	事後	追加
平成31年4月1日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 【口座情報】		有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人	事後	追加
令和2年10月30日	Ⅰ 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	特定医療費(指定難病)事業に関する資格情報を管理する。 (1)資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②健康増進課への進達データを作成する ③決定結果を管理する (後略)	特定医療費(指定難病)事業に関する資格情報を管理する。 (1)資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②障害企画課への進達データを作成する ③決定結果を管理する (後略)	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅰ 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法別表第二 119項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条、第59条の3	(情報照会の根拠) ・番号法別表第二 120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条、第59条の3	事後	重要な変更にあたらな (番号法の改正により項番が変更されたもの)
令和2年10月30日	Ⅰ 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局健康部健康増進課	健康福祉局障害福祉部障害企画課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅰ 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	健康増進課長	障害企画課長	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局健康部健康増進課、総務局行政改革推進部情報化推進課	健康福祉局障害福祉部障害企画課、総務局行政改革推進部情報化推進課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)

令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	市民経済局地域振興部住民課、財政局税務部市民税課、健康福祉局生活福祉部保険年金課、健康福祉局生活福祉部医療福祉課	スポーツ市民局地域振興部住民課、財政局税務部市民税課、健康福祉局生活福祉部保険年金課、健康福祉局生活福祉部医療福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局健康部健康増進課、区保健センター保健予防課	健康福祉局障害福祉部障害企画課、区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	Ⅰ. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・保健センターにて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、健康増進課へ進達する。 Ⅱ. 認定結果の登録に関する事務 ・健康増進課にて、特定医療費(指定難病)情報へ認定結果を登録する。 Ⅲ 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	Ⅰ. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課にて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、障害企画課へ進達する。 Ⅱ. 認定結果の登録に関する事務 ・障害企画課にて、特定医療費(指定難病)情報へ認定結果を登録する。 Ⅲ 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課、区保健センター保健予防課	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課、区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2	健康福祉局生活福祉部保護課、区役所福祉部民生子ども課、支所区民福祉課	健康福祉局生活福祉部保護課、区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課、支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (組織名を正式名称に修正)
令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞	①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらない (具体的内容の追加)
令和2年10月30日	Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 【特定医療費(指定難病)資格管理】	【特定医療費(指定難病)資格管理】 〔申請内容〕申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権修正有無、申請期間開始年月日、申請期間終了年月日、事由発生年月日、税審査日、保健所文書番号、返却先、みなし寡婦適用有無、変更内容、研究同意、添付書類、返却要否、分室 〔申請者情報〕カナ氏名、漢字氏名、あて名番号、受給者との関係、関係詳細、郵便番号、住所、住所方書、電話番号1、電話番号2 〔保護者情報〕漢字氏名、生年月日、性別、あて名番号、住所、本人から見た続柄、該当日、非該当日、連絡先 〔所得情報〕保険区分、収入、所得割合計、課税区分、境界層該当、生保該当、所得区分、自己負担上限額、減免区分、減免前上限額、収入80万以上、所得区分種別、人工呼吸器等装着、高額かつ長期該当、世帯内按分(小児慢性、指定難病)、軽症高額該当 〔受診機関情報〕受診機関コード、受診機関区分 〔病名管理情報〕病名コード、枝番、審査会実施日、審査会結果、判定理由 〔進達内容〕保健センターから本庁への進達年月日、本庁進達結果 〔審査会内容〕審査会実施日、審査会状況 〔決定内容〕決定年月日、決定結果、決定理由、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、受給者番号、認定年月日、公費負担者番号	【特定医療費(指定難病)資格管理】 〔申請内容〕申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権修正有無、申請期間開始年月日、申請期間終了年月日、事由発生年月日、税審査日、受付番号、返却先、みなし寡婦適用有無、変更内容、研究同意、添付書類、返却要否、分室 〔申請者情報〕カナ氏名、漢字氏名、あて名番号、受給者との関係、関係詳細、郵便番号、住所、住所方書、電話番号1、電話番号2 〔保護者情報〕漢字氏名、生年月日、性別、あて名番号、住所、本人から見た続柄、該当日、非該当日、連絡先 〔所得情報〕保険区分、収入、所得割合計、課税区分、境界層該当、生保該当、所得区分、自己負担上限額、減免区分、減免前上限額、収入80万以上、所得区分種別、人工呼吸器等装着、高額かつ長期該当、世帯内按分(小児慢性、指定難病)、軽症高額該当 〔受診機関情報〕受診機関コード、受診機関区分 〔病名管理情報〕病名コード、枝番、審査会実施日、審査会結果、判定理由 〔進達内容〕進達年月日、本庁進達結果 〔審査会内容〕審査会実施日、審査会状況 〔決定内容〕決定年月日、決定結果、決定理由、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、受給者番号、認定年月日、公費負担者番号	事後	重要な変更にあたらない(項目名称の変更)

令和2年10月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 【所得情報】	【所得情報】 課税区分、年度、給与収入、年金収入、雑所得計、手管理、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、扶養者あて名、移前市寄付金特例控除、移前市寄付金税額控除、移市寄付金特例控除額、移市寄付金税額控除額、扶養人数計、0～15歳の扶養人数、16～18歳の扶養人数、移市所得割、移市均等割、移県所得割、移県均等割、移減免額、移年税額、寡婦夫区分	【所得情報】 課税区分、年度、給与収入、年金収入、雑所得、手管理、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、年金所得、扶養者あて名、市民税所得割、市民税均等割、県民税所得割、県民税均等割、減免額、年税額、寡婦夫区分	事後	重要な変更にあたらな(項目の追加・削除)
令和2年10月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第7号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にあたらな(文言の修正)
令和2年10月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞	①情報照会機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可照と情報照会者へたとどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたとどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	重要な変更にあたらな(文言の修正)
令和2年10月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにかかる形で送信した。	事後	重要な変更にあたらな(時間経過に伴う記載内容の変更)
令和2年10月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規定を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託事業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	重要な変更にあたらな(時間経過に伴う記載内容の変更)

令和2年10月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 ＜中間サーバー・ソフトウェア における措置＞	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携 わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修 等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く 場合は、運用規則等について研修を行うことと している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の 情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリ ティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラッ トフォームの運用に携わる職員及び事業者に対 し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリ ティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新 規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更にあたらな(具 体的な記載の追加)
令和2年10月30日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市民経済局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋スポーツ市民局市民生活部市政情報 室	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋健康福祉局健康部健康増進課 052-972-2632	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋健康福祉局障害福祉部障害企画課 052-972-2632	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和2年10月30日	Ⅴ評価実施手続 1. 評価実施時期 ①実施日	2015/12/21	2020/10/8	事後	重要な変更にあたらな (実施日の更新)
令和3年11月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課、総務局行 政改革推進部情報化推進課	健康福祉局障害福祉部障害企画課、総務局行 政部情報化推進課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和3年11月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く)	提供先1 番号法第19条第7号別表第二に定める情報照 会者(別表1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第7号別表第二に定める各事務	提供先1 番号法第19条第8号別表第二に定める情報照 会者(別表1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	事後	重要な変更にあたらな (番号法の改正により項番が 変更されたもの)
令和3年11月25日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置の内容 ＜中間サーバー・ソフトウェア における措置＞ ③	③機微情報については自動応答を行わないよう に自動応答不可フラグを設定し、特定個人情 報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認 し、提供を行うことで、センシティブな特定個人 情報が不正に提供されるリスクに対応してい る。	③例えばDVや虐待等の被害者(DVや虐待等 の被害を受ける恐れがある者を含む)の情報な ど人の生命、健康、生活または財産を害する恐 れがある情報については自動応答を行わない ように自動応答不可フラグを設定し、特定個人 情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確 認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人 情報が不正に提供されるリスクに対応してい る。	事後	重要な変更にあたらな(具 体的な記載の追加)
令和3年11月25日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	事業報告書をHPIに掲載した旨を、参加申し込 みした児童の保護者に、受託事業者が電子 メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を 使用するべきところ誤って「TO」欄を使用したた め、500名の電子メールアドレス等が互いにわ かる形で送信した。	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽 性者1名に対して、配食サービスを案内する電 子メールを送信する際、本来利用票のPDFファ イルのみを送信すべきところ、誤って167名分の 個人情報記載された配食サービス利用者のリス トを添付して送信した。	事後	重要な変更にあたらな(時 間経過に伴う記載内容の変 更)
令和3年11月25日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず送信前 に複数の職員で宛先や内容の確認をすること を改めて周知・徹底するよう指示した。また、受 託事業者に対して情報に関する点検結果の報 告を求めるとともに、未実施の項目について は、再発防止策を考え、すみやかに実施するよ う指示した。	電子メール等を送信する前には、必ず複数の 職員で宛先や内容の確認をすることを改めて 周知・徹底した。また、個人情報取扱いの重要 性について、職員に対して再度周知・徹底し た。	事後	重要な変更にあたらな(時 間経過に伴う記載内容の変 更)
令和3年11月25日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法 ＜違反行為を行った場合の措 置＞		＜違反行為を行った場合の措置＞ 違反行為を行った場合は、関係法令等に基づ き厳正に対処する。	事後	重要な変更にあたらな(記 載の追加)
令和6年4月19日	評価書名	難病の医療費助成制度に関する事務 重点項 目評価書	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証 明事業の実施に関する事務 重点項目評価書	事前	重要な変更にはあたらな (難病法および番号利用法の 改正に伴う修正)

令和6年4月19日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	名古屋市は、難病の医療費助成制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	名古屋市は、特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	難病の医療費助成制度に関する事務	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)に基づく、難病患者に対する特定医療費の支給認定、支給認定の変更、他の法令による給付との調整、支給認定申請内容の変更の届出、特定医療費の支給等の給付業務、それらに係る指定医・指定医療機関等の管理業務を行う。 特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定事務の際の患者の負担上限額の算定及び支給情報の管理に使用する。 また、情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者に対する特定医療費の支給認定、支給認定及び申請内容の変更、特定医療費の給付、他の法令による給付との調整、指定医・指定医療機関等に関する管理業務を行う。 また同法に基づく指定難病要支援者証明事業として、難病患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する。 なお特定個人情報ファイルは、同法の規定に従い、特定医療費の支給認定事務の際の患者の負担上限額の算定及び支給情報の管理に使用し、また情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	特定医療費(指定難病)事業に関する資格情報を管理する。 (1)資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②障害企画課への進達データを作成する ③決定結果を管理する (2)帳票発行機能 受給者証、申請書、届出書や付帯帳票の発行機能 (3)決定機能 受給者番号、有効期間、自己負担上限額の管理機能 (4)統計機能 各種報告資料のための集計表を作成する機能 福祉総合情報システムの各事務共通の機能。 (1)住民情報管理機能 本市に居住する住民及び対象者のうち本市外に居住する住民の情報を管理する機能。 (2)受給状況参照機能 操作者の利用権限がある事務について、対象者の受給状況を一覧で表示する機能。 (3)利用者管理機能 操作者のシステムの利用権限の有無、事務ごとの利用権限(更新・参照)について管理する機能。	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務(以下、特定医療費の支給等事務という)に関する資格情報を管理する。 (1)資格管理機能 ①申請や届の内容を管理する ②障害企画課への進達データを作成する ③決定結果を管理する (2)帳票発行機能 受給者証、申請書、届出書や付帯帳票の発行機能 (3)決定機能 受給者番号、有効期間、自己負担上限額の管理機能 (4)統計機能 各種報告資料のための集計表を作成する機能 福祉総合情報システムの各事務共通の機能。 (1)住民情報管理機能 本市に居住する住民及び対象者のうち本市外に居住する住民の情報を管理する機能。 (2)受給状況参照機能 操作者の利用権限がある事務について、対象者の受給状況を一覧で表示する機能。 (3)利用者管理機能 操作者のシステムの利用権限の有無、事務ごとの利用権限(更新・参照)について管理する機能。	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等 [○]その他(申請管理システム)	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムに関する記載修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)	情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムに関する記載修正)

令和6年4月19日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱うシステム ②システムの機能	(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 (2) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (3) 中間サーバー連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 (4) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 (5) セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。 (6) 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員または業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。 (7) システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	(1) 宛名番号付番機能 ～ (7) システム管理機能 修正なし (8) びったりサービス連携機能 びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する(受け渡す)機能。 (9) 申請管理システム 連携サーバーから連携された電子申請データを参照する機能。 (10) 電子証明書シリアル番号変換機能 連携サーバーから連携された電子申請データに含まれるマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号と宛名番号を紐付ける機能。 (11) 申請状況確認機能 びったりサービスから受信した申請情報及び処理状況等を確認する機能。	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムに関する記載修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱うシステム ③他のシステムとの接続	【○】既存住民基本台帳システム 【○】税務システム 【○】その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム)	【○】既存住民基本台帳システム 【○】税務システム 【○】その他(中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能))	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムに関する記載修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 3.特定個人情報ファイル名	難病の医療費助成制度に関する事務ファイル	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第一 97項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第一 98項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条 ・番号利用法第9条第2項 ・名古屋市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例)(案)	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法別表第二 120項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条、第59条の3	(情報照会の根拠) ・番号利用法別表第二 120項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 (情報提供の根拠) ・番号利用法別表第二 10項、14項、26項、55項、56の2項、79項、87項、108項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 1.特定個人情報ファイル名	難病の医療費助成制度に関する事務ファイル	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)

令和6年4月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	個人番号、個人番号対応符号、その他認識番号(内部番号):これらの情報がないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。 なお、「③対象となる本人の範囲」の(3)については、個人番号及び個人番号対応符号は記録項目に含まない。 ・4情報 難病の医療費助成制度申請者の情報管理をするため ・連絡先 申請内容について連絡をするため ・その他住民票関連情報 難病の医療費助成制度における更新案内業務等に使用するために保有。 ・地方税関係情報 制度利用時に適用される自己負担限度額決定に必要なため。 ・医療保険関係情報、健康・医療関係情報、年金情報、生活保護・社会福祉関係情報 制度利用時に適用される自己負担限度額決定に必要なため	個人番号、個人番号対応符号、その他認識番号(内部番号):これらの情報がないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。 なお、「③対象となる本人の範囲」の(3)については、個人番号及び個人番号対応符号は記録項目に含まない。 ・連絡先等情報 特定医療費の支給等事務に係る申請情報を管理するため ・地方税関係情報 特定医療費における自己負担限度額決定に必要なため ・医療保険関係情報、健康・医療関係情報、年金情報、生活保護・社会福祉関係情報 特定医療費における自己負担限度額決定に必要なため	事前	重要な変更にはあたらない(難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月。ただし、国民年金情報については、評価実施時には番号利用条例が未制定のため保有しないが、条例が制定された場合に保有する予定である。	平成28年1月。ただし、国民年金情報については、評価実施時には番号利用条例の関連規定が未制定のため保有しないが、関連規定が制定された場合に保有する予定である。	事後	重要な変更にはあたらない(時間経過に伴う記載内容の変更)
令和6年4月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局障害福祉部障害企画課、総務局行政部情報化推進課	健康福祉局障害福祉部障害企画課、総務局行政DX推進部デジタル改革推進課	事後	重要な変更にはあたらない(市組織改正に伴う変更)
令和6年4月19日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	I. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課にて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、障害企画課へ進達する。 II. 認定結果の登録に関する事務 ・障害企画課にて、特定医療費(指定難病)情報へ認定結果を登録する。 III 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	I. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課にて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、障害企画課へ進達する。 II. 認定結果の登録に関する事務 ・障害企画課にて、特定医療費情報及び登録者証情報へ認定結果を登録する。 III 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事前	重要な変更にはあたらない(難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・上記項番Ⅰ、Ⅱにおいて、特定医療費(指定難病)情報と住民基本台帳情報を突合し、本人特定を実施する。 ・上記項番Ⅰにおいて、特定医療費(指定難病)情報と地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報を突合し、保険世帯と所得区分を確認する。 ・上記項番Ⅲにおいて、医療機関の請求内容と特定医療費(指定難病)情報を突合し、本人特定を実施する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。	・上記項番Ⅰ、Ⅱにおいて、特定医療費情報及び登録者証情報と住民基本台帳情報を突合し、本人特定を実施する。 ・上記項番Ⅰにおいて、特定医療費情報と地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報を突合し、保険世帯と所得区分を確認する。 ・上記項番Ⅲにおいて、医療機関の請求内容と特定医療費情報を突合し、本人特定を実施する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。	事前	重要な変更にはあたらない(難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	提供を行っている(1件)	提供を行っている(8件)	事前	重要な変更にはあたらない(難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ・提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別表1参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	番号利用法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別表1参照) ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号利用法第19条第8号別表第二に定める各事務	事後	重要な変更にはあたらない(文言の整理)

令和6年4月19日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	番号利用法第9条第2項、名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)
令和6年4月19日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	番号利用法第9条第2項、名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)
令和6年4月19日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) ・移転先1③提供する情報	難病の医療費助成制度に関する情報	特定医療費情報及び登録者証情報	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	【特定医療費(指定難病)資格管理】 〔申請内容〕申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権修正有無、申請期間開始年月日、申請期間終了年月日、事由発生年月日、税審査日、受付番号、返却先、みなし寡婦適用有無、変更内容、研究同意、添付書類、返却要否、分室 〔申請者情報〕カナ氏名、漢字氏名、あて名番号、受給者との関係、関係詳細、郵便番号、住所、住所方書、電話番号1、電話番号2 〔保護者情報〕漢字氏名、生年月日、性別、あて名番号、住所、本人から見た続柄、該当日、非該当日、連絡先 〔所得情報〕保険区分、収入、所得割合計、課税区分、境界層該当、生保該当、所得区分、自己負担上限額、減免区分、減免前上限額、収入80万以上、所得区分種別、人工呼吸器等装着、高額かつ長期該当、世帯内按分(小児慢性、指定難病)、軽症高額該当 〔受診機関情報〕受診機関コード、受診機関区分 〔病名管理情報〕病名コード、枝番、審査会実施日、審査会結果、判定理由 〔進達内容〕本庁への進達年月日、本庁進達結果 〔審査会内容〕審査会実施日、審査会状況 〔決定内容〕決定年月日、決定結果、決定理由、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、受給者番号、認定年月日、公費負担者番号	【特定医療費(指定難病)資格管理】 〔申請内容〕申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権修正有無、申請期間開始年月日、申請期間終了年月日、事由発生年月日、税審査日、受付番号、返却先、みなし寡婦適用有無、変更内容、研究同意、添付書類、返却要否、分室 〔申請者情報〕カナ氏名、漢字氏名、あて名番号、受給者との関係、関係詳細、郵便番号、住所、住所方書、電話番号1、電話番号2 〔保護者情報〕漢字氏名、生年月日、性別、あて名番号、住所、本人から見た続柄、該当日、非該当日、連絡先 〔所得情報〕保険区分、収入、所得割合計、課税区分、境界層該当、生保該当、所得区分、自己負担上限額、減免区分、減免前上限額、収入80万以上、所得区分種別、人工呼吸器等装着、高額かつ長期該当、世帯内按分(小児慢性、指定難病)、軽症高額該当 〔受診機関情報〕受診機関コード、受診機関区分 〔病名管理情報〕病名コード、枝番、審査会実施日、審査会結果、判定理由 〔進達内容〕本庁への進達年月日、本庁進達結果 〔審査会内容〕審査会実施日、審査会状況 〔決定内容〕決定年月日、決定結果、決定理由、有効期間開始年月日、有効期間終了年月日、受給者番号、認定年月日、公費負担者番号 〔登録者証〕軽症者登録可否、登録者証希望有無、紙発行希望有無	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	Ⅲリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	難病の医療費助成制度に関する事務ファイル	特定医療費の支給又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務ファイル	事前	重要な変更にはあたらない (難病法および番号利用法の改正に伴う修正)
令和6年4月19日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	＜福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置＞ ①番号法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。	＜福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置＞ ①番号利用法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)

令和6年4月19日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)
令和6年4月19日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市中における措置> ①「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <事務上における措置> ①年1回、担当者会等において個人情報に関する研修を行う。 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	<名古屋市中における措置> ①「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <事務上における措置> ①年1回、担当者会等において個人情報に関する研修を行う。 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号利用法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)
令和6年4月19日	V 開示請求、問合せ ②請求方法	名古屋市中個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。	事後	重要な変更にあたらぬ(時間経過に伴う記載内容の変更)

令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2②システムの機能	(1) 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに返却する。 (2) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (3) 中間サーバー連携機能 省略(変更なし) (4) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 (5) 以下略	(1) 宛名番号付番機能 省略(変更なし) (2) 住登外者宛名番号管理機能 既存業務システムからの住登外者宛名番号の紐付情報を保存し、管理する機能。既存システム連携時には各既存業務システムの住登外者宛名番号を置換する。 (3) 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 (4) 中間サーバー連携機能 省略(変更なし) (5) 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号、団体内統合宛名番号又は受付番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 (6) 以下略	事前	重要な変更にあたる(ガバメントクラウドへの移行に伴う変更)
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4		①システムの名称 住民基本台帳ネットワークシステム ②システムの機能 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ③他のシステムとの接続 既存住民基本台帳システム	事前	重要な変更にあたる(ガバメントクラウドへの移行に伴う変更)
令和7年1月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		①システムの名称 電子申請システム ②システムの機能 (1) 申請機能(市民等向け) ・市民等が、行政手続き等を検索して、オンラインで届出・申請できる機能 (2) 申請受付・通知機能(職員向け) ・市民等が(1)の機能で申請した申請情報を取得する機能 ・市民等に対して申請に対する通知等を行う機能 (3) 申請フォーム作成機能(職員向け) ・(1)で市民等が届出・申請するための申請フォームを作成する機能 ③他のシステムとの接続 なし	事前	重要な変更にあたる(電子申請方式導入に伴う変更)
令和7年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第一 98項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条 ・番号利用法第9条第2項 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例) (案)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項及び同法別表131の項 ・番号利用法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例	事後	重要な変更にあたらない(番号利用法改正に伴う変更)
令和7年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法別表第二 120項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の3 (情報提供の根拠) ・番号利用法別表第二 10項、14項、26項、55項、56の2項、79項、87項、108項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条	<情報照会> ・番号利用法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表の158の項。 <情報提供> ・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法情報提供省令第2条の表の14、18、42、77、80、113、125、144、161の項	事後	重要な変更にあたらない(番号利用法改正に伴う変更)

令和7年1月31日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム)	事前	重要な変更にあたる(電子申請方式導入に伴う変更)
令和7年1月31日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	Ⅰ. 申請書・届出受付に関する事務 ・申請書等を受付し、本人確認を行う。 ・区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課にて申請情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護情報より保険世帯と所得区分を把握・システム入力し、障害企画課へ進達する。 Ⅱ. 認定結果の登録に関する事務 ・障害企画課にて、特定医療費情報及び登録者証情報へ認定結果を登録する。 Ⅲ. 医療機関からの請求把握に関する事務 ・医療費請求を確認するために、受給者番号を用いて対象者情報の把握を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	Ⅰ. 申請書・届出受付に関する事務 省略(変更なし) Ⅱ. 認定結果の登録に関する事務 省略(変更なし) Ⅲ. 医療機関からの請求把握に関する事務 省略(変更なし) ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。また、住民番号及び住登外者宛名番号で情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。	事前	重要な変更にあたる(ガバメントクラウドへの移行に伴う変更)
令和7年1月31日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	提供・移転の有無 提供を行っている(8件) 提供先1 番号利用法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別表1参照) ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号別表第二 ②提供先における用途 番号利用法第19条第8号別表第二に定める各事務 ③提供する情報 特定医療費情報及び登録者証情報 ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度	提供・移転の有無 提供を行っている(9件) 提供先1 番号利用法情報提供省令第2条の表に定める情報照会者(別表参照) ①法令上の根拠 番号利用法情報提供省令第2条の表 ②提供先における用途 番号利用法情報提供省令第2条の表の第2欄に掲げる事務 ③提供する情報 番号利用法情報提供省令第2条の表の第4欄に掲げる情報 ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更にあたらない(番号利用法改正に伴う変更)
令和7年1月31日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①福祉総合情報システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、生体認証により情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①福祉総合情報システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、生体認証により情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①情報連携基盤システムは、ガバメントクラウド及び庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウド及び情報管理室内に設置された機器に保存する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 省略(変更なし) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセ	事前	重要な変更にあたる(電子申請方式導入及びガバメントクラウドへの移行に伴う変更)
令和7年1月31日	Ⅱ.特定個人情報ファイルの概要 (別添1) 【宛名情報】	個人番号、個人番号対応符号、団体内統合宛名番号、住民番号(既存住民基本台帳システムの宛名番号)、情報照会提供記録、アクセスログ	個人番号、個人番号対応符号、団体内統合宛名番号、住登外宛名番号、住民番号(既存住民基本台帳システムの宛名番号)、情報照会提供記録、アクセスログ	事前	重要な変更にあたる(ガバメントクラウドへの移行に伴う変更)

令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスクに対する措置の内容	・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・ unnecessary書類は受け取らないようにする。もし unnecessary書類を提出された場合は返還する。	＜事務における措置＞ ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・ unnecessary書類は受け取らないようにする。もし unnecessary書類を提出された場合は返還する。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 手続きごとに必要な申請項目を設定する。	事前	重要な変更にあたる（電子申請方式導入に伴う変更）
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①個人番号を直接保有せず、限られた処理で情報連携基盤システムで保有する個人番号を参照することで、個人番号の利用を制限している。 ②事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ 省略（変更なし） ＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①限られた処理で情報連携基盤システムで保有する個人番号を参照することで、個人番号の利用を制限している。 ②事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。 ＜電子申請システムにおける措置＞ 許可のない者が申請情報を閲覧できないように、手続きごとにアクセス制御している。	事前	重要な変更にあたる（電子申請方式導入に伴う変更）
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理—具体的な管理方法	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ 省略 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの二要素認証を実施する。 ＜福祉総合情報システムにおける措置＞ 省略（変更なし） ＜電子申請システムにおける措置＞ 端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。また、システム利用時には、ID及びパスワードで認証する。	事前	重要な変更にあたる（電子申請方式導入に伴う変更）
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	その内容 自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の患者1名に対して、配食サービスを案内する電子メールを送信する際、本来利用票のPDFファイルのみを送信すべきところ、誤って167名分の個人情報記載された配食サービス利用者のリストを添付して送信した。 再発防止策の内容 電子メール等を送信する前には、必ず複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知、徹底した。また、個人情報取扱いの重要性について、職員に対して再度周知、徹底した。	その内容 本市の事業の受託業者が、事業の参加者に対してアンケート調査の依頼を電子メールにて一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ、誤って「宛先」欄を使用し、電子メールアドレス（121名分）を他の参加者から閲覧できる状態で送信した。 再発防止策の内容 受託業者に対し、個人情報の取扱いについて誤りのないよう指示徹底した。 電子メールを一括送信する際は複数の職員で確認するように指導を行った。	事後	重要な変更にあたらな（時間経過に伴う記載内容の変更）
令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発—具体的な方法	＜名古屋市中における措置＞ 省略 ＜事務上における措置＞ 省略 ＜福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置＞ 省略 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 省略 ＜違反行為を行った場合の措置＞ 省略	＜名古屋市中における措置＞ 省略（変更なし） ＜事務上における措置＞ 省略（変更なし） ＜福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置＞ 省略（変更なし） ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 省略（変更なし） ＜電子申請システムにおける措置＞ サービス提供者に対して、番号利用法及び関連法令の遵守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 ＜違反行為を行った場合の措置＞ 省略（変更なし）	事前	重要な変更にあたる（電子申請方式導入に伴う変更）

令和7年1月31日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 省略(変更なし) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	重要な変更にあたる(ガバメントクラウドへの移行に伴う変更)
	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	①請求先 郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋スポーツ市民局市民生活部市政情報室 ②請求方法 個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。	①請求先 郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋スポーツ市民局市民生活部市政情報課 ②請求方法 個人情報の保護に関する法律に基づき、必要事項を記載した開示・訂正・利用停止請求書を提出する。	事後	重要な変更にはあたらない(市組織改正に伴う変更)
	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年10月8日	令和6年12月20日	事後	重要な変更にあたらない(実施日の更新)

(別表) 番号利用法情報提供省令第2条の表に定める情報照会者

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
14	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十六条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第十六条で定めるもの
18	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第二十条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第二十条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第四十四条で定めるもの
77	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって第七十九条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第七十九条で定めるもの
80	市町村長	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって第八十二条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給若しくは指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第八十二条で定めるもの
113	厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって第百十五条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第百十五条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第二百二十七条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第二百二十七条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報であって第百四十六条で定めるもの
161	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって第百六十三条で定めるもの